

年を記入

令和〇〇年寄附分

提出日を記入

市町  
道府

太枠内の項目（住所、氏名、フリガナ、個人番号、電話番号、生年月日）をすべて記入。

※注意：記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 群馬県 中之条町長 殿	整理番号	
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市××町1番1号	フリガナ	ナカノ ジョウイチ
	氏名	中之条一
電話番号 0279-12-3456	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	生年月日	明・大・昭 平・令 60 . 12 . 10

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けたい場合は、確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書に「申告の特例の適用を受けたい」と記載してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。  
※注意：寄附をする毎にご記入願います。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 〇〇年 5月 1日	300,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合は、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

確定申告及び住民税申告が不要である場合に限り、チェックしてください。（チェックがない場合、申請できません。）

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項及び第2項）の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなす）を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日以後12月31日の間に、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除額を申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなす）を受ける者

ワンストップ特例申請を行う団体（都道府県及び市区町村）が、年間5か所以内と見込まれる場合に限り、チェックしてください。（チェックがない場合、申請できません。）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であること

住所と氏名を記入してください。  
受付書は申請書受付後、寄附者様へ送付します。

令和 〇〇年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	〇〇県△△市××町1番1号	受付日付印
氏名	中之条一 殿	

受付団体名	群馬県 中之条町
-------	----------

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ◎ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますのでご注意ください。
- ◎郵送先：〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字  
中之条町1091 中之条町役場 地域共創課
- ◎ご不明な点があれば、中之条町役場 地域共創課  
地域政策係（0279-75-8802ダイヤル）までお問い合わせください。